

令和7年度東近江市集団指導

変更届の添付書類について

共通

東近江市福祉部長寿福祉課

変更届について

【事業所情報に変更が生じたら】

指定申請書類に記載された内容に変更があったときは、変更が生じてから**10日以内**に変更届出書に必要書類を添えて提出する必要があります。

また、変更届出書類は「サービス種類ごと」
(法人単位ではなく、事業所・施設単位)に作成し、提出する必要があります。



変更届について

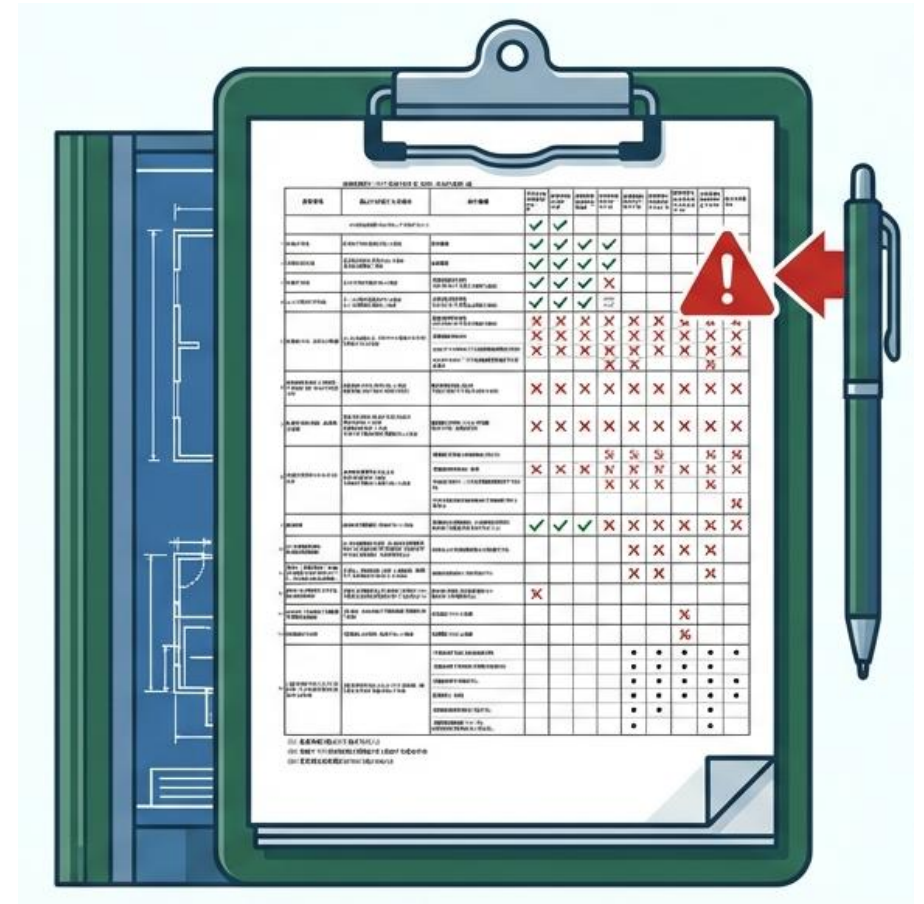
【添付書類について】

以下はどのサービス事業所及び変更内容においても、必要な書類となります。

①変更届出書 ②付表

※付表の添付漏れや、誤って指定申請書のチェックリストを添付される事例が多く見受けられます。変更届出の際は、必ず付表を添付してください。

※また付表の様式はサービス種別ごとに異なりますので、ご注意ください。



変更届について

【変更事由ごとの添付書類一覧】

変更が生じた際は下記のリストを参考に添付書類の確認をお願いします。

変更事由	添付書類
事業所（施設）の名称	・ 運営規程
事業所（施設）の所在地 【要事前相談】	・ 運営規程 ・ 平面図（標準様式3）
事業所（施設）の建物の構造、専用区画等 【要事前相談】	・ 平面図（標準様式3）
法人（申請者）の名称	・ 法人登記事項証明書等（※写しを添付する場合は原本証明が必要です。）
主たる事務所（法人）の所在地	
登記事項証明書又は条例等 （当該事業に関するものに限る）	・ 法人登記事項証明書等（※写しを添付する場合は原本証明が必要です。）

変更届について

【変更事由ごとの添付書類一覧】

変更が生じた際は下記のリストを参考に添付書類の確認をお願いします。

変更事由	添付書類
法人の代表者（開設者）の氏名、住所及び役職 【※同一人物の氏名のみの変更及び住所のみの変更の場合は資格及び研修修了証等は不要】	・法人登記事項証明書等（※写しを添付する場合は原本証明が必要） ・誓約書（標準様式6） ・暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書 ・認知症対応型サービス事業開設者研修修了証の写し（※<u>認知症デイ・小多機・グループホームのみ</u>）
運営規程	・変更後の運営規程（変更箇所を明確に記載したもの）
協力医療機関・協力歯科医療機関	・協力医療機関との契約書の写し（※<u>小多機・グループホーム・地域密着型特養のみ</u>）
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院等との連携・支援体制	・施設等との連携の写し（※<u>小多機・グループホームのみ</u>）

変更届について

【変更事由ごとの添付書類一覧】

変更が生じた際は下記のリストを参考に添付書類の確認をお願いします。

変更事由	添付書類
事業所（施設）管理者の氏名及び住所 【※同一人物の氏名のみの変更及び住所のみの変更の場合は資格及び研修修了証等は不要】	・管理者経歴書（※<u>認知症デイ・小多機・グループホーム・居宅介護支援のみ</u>） ・勤務形態一覧表 ・認知症対応型サービス事業管理者の研修修了証の写し（※<u>認知症デイ・小多機・グループホームのみ</u>） ・主任介護支援専門員研修の修了証の写し（※<u>居宅介護支援のみ</u>）
本体施設、本体施設との移動経路等	・変更概要が分かる書類（※<u>地域密着型特養のみ</u>）
併設施設の状況等	・変更概要が分かる書類（※<u>地域密着型特養のみ</u>）

変更届について

【変更事由ごとの添付書類一覧】

変更が生じた際は下記のリストを参考に添付書類の確認をお願いします。

変更事由	添付書類
介護支援専門員の氏名及び その登録番号、計画作成担当者の氏名等	・介護支援専門員一覧（標準様式第7号） ・介護支援専門員証の写し ・勤務形態一覧表 ・認知症実践者研修修了証の写し（※<u>小多機・グループホームのみ</u>） ・小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了証の写し（※<u>小多機のみ</u>）